

令和6年度第3回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会
会議録（概要）

1. 日時 令和7年1月21日（火）13時30分～15時00分

2. 場所：恵庭市民会館 2階 大会議室

3. 出席者

【委員】美馬委員・大久保委員・高橋委員・佐々木委員・湯川委員・田澤委員・桑山委員・井上委員・秋元委員・米澤委員
（欠席 齊藤委員）

【事務局】内山子ども未来部長・狩野子ども未来部次長・辰下子ども政策課長・高橋えにわっこ応援センター長・大林幼児保育課長・吉川子ども発達支援センター長・五十嵐すみれ保育園長・村仲子ども政策課主査・金子子ども政策課主査・渋田えにわっこ応援センター主査・庄司えにわっこ応援センター主査・前野えにわっこ応援センター主査・向井幼児保育課主査・谷口幼児保育課主査・葛岡子ども発達支援センター主査・山下子ども政策課主事

4. 内容

（1）開会

（2）挨拶（美馬部会長）

（3）議事

①第3期えにわっこ☆すこやかプラン素案について

（子ども政策課より説明）

【質疑応答】

Q 子育てに関する相談について内容が多様化する中で、ワンストップでの相談ができるというのがいいと思うが、今回の素案には相談窓口として、素案50ページに新規で「こども家庭センターの設置による相談」、58ページに従来からの「子育て支援センターでの相談」と新たに「地域子育て相談機関での相談」がある。それぞれの相談窓口での相談業務になにか違いや特性があるのか。

A 「こども家庭センター」は、児童福祉法の改正により、市町村の設置が努力義務となっている。児童虐待・要保護児童の支援などの児童福祉と、妊娠期から乳幼児期などの母子保健の担当部署が一体的な窓口であり、令和5年度から「えにわっこ応援センター」として相談支援を行っている。

妊娠中、妊娠前からの妊娠に向けた不安や、子育てに関するもの、18歳以降、年齢を区切らずこども本人からも含め、幅広い相談や必要な支援につなげている。また、こどもや当事者だけではなく、支援機関からの相談についても、いったん受け止めて、必要な支援につなげる役割を担っている。

「地域子育て相談機関」については、児童福祉法の改正により新たに設けられたもので、普段地域の方が利用している身近な機関で気軽に相談できるもの。中学校区ごとに設置することとなっているが、恵庭市では従来の「子育て支援センターでの相談」については継続するとともに、「子育て支援センター」の相談体制を活かして「地域子育て相談機関」を整備するとともに、相談をまずはしっかり受け止めて、内容に応じてさらに支援が必要となれば「えにわっこ応援センター」へつなげる役割を担うことを想定している。

地域子育て相談機関の整備にあたっては、周知を行うとともに、相談についてもしっかりと対応していきたい。

意見 今回の素案では、個別の施策がきめ細かく、多様なニーズに対応できるように努力していると評価できる。しかし、施策がきめ細くなるほど必要な人にどう届けるのか、相談の最初の入口が課題となる。個別の施策につなげるためには、担当窓口に行く必要があるため、1ヶ所の相談で終わるとは思わないが、少なくとも先程の3つの相談窓口については、どこでも相談対応が可能であることや、機能の違いなどもしっかりと周知していただきたい。

A こどもや保護者が普段生活している中で、関係者が本人の困りごとなどに気づいたとき、本人に相談を促してもつながらない、関係者等が気づいたことをどこにつなげればいいのかなども含めての周知や、相談対応する職員の研修については重要と考える。研修機会などを検討していきたい。

意見 相談者への対応として、相談者を取り巻く周りの人が、相談者の様子を見ながら、本当に困っていることなどをどう捉えていくのかが大事である。

また、関係のない一般の方々に向けて情報を伝え、周知していくのは大切なことではあるが難しい。

相談を一つのところに対応できるのが理想ではあるが、様々な機関で関わる人が少しずつ関心を持ちながら、きめ細かく対応していくことが必要。

意見 保護者が、実際にかかえる不安が相談をしに行くほどの内容なのかを判断するのは難しいと思う。実際に保護者が相談に行くより、普段子どもが通っている幼稚園・保育園・小学校などの懇談会等保護者が集まる場に、その場で相談できる機会があるといいかと思う。

Q 市でLINE 配信を始めたが、相談などの対応はできるのか。

A 市公式 LINE は、情報発信のみを行っており、相談については、メールで対応している。市 HP からも対応している。

②令和7年度 教育・保育に係る確保方策（案）について
（幼児保育課より説明）

【質疑応答】 なし

（4）報告

①「恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのもり」の指定管理者制度の更新について
（子ども政策課より説明）

【質疑応答】 なし

②「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）について
（幼児保育課より説明）

【質疑応答】

Q この制度の対象となる子どもの人数はどの程度となるのか

A 対象人数の考え方として、0歳～2歳までの人口推計（0歳については、対象が6か月からとなるため、人口推計の2分の1）の人数から、確保方策で示している量の見込み数を引いた数として試算しており、令和7年度で426名となり、未就園児の数と一人当たりの利用時間数を勘案しながら、量の見込みを出している。

Q 令和7年度、市内3～4園で実施とあるが、増えることはあるのか。
実施について、詳細は今後になると思うが、制度では親子で登園というの
もあったかと思うが、間違いではないか

A 実施園について、現在の想定数は3～4園であるが、実施希望を妨げるもの
ではなく、今後の協議で増えていく可能性もあると考えている。

親子登園については、こども家庭庁において、一定時間までの親子登園は認
めているが、恒常的な利用は対象としていない。子どもが慣れるまでの間の親
子登園であればこの事業の対象となる。

意見 保育士が離職を考えると、仕事上の大変さよりは、職場関係や保護者
対応などで自信がなくなる場合が多いと感じている。昔と違い、保育士に求
められることが変わってきていることや、こども家庭福祉ソーシャルワーカー
の資格も今年度からできていることもあり、技術的にも責任も求められる
ことが広がっている。こども誰でも通園制度については、実際実施してみな
いとわからないことも多いと思う。先ほど推計数を示していただいたが、3
歳未満児の6割程度はどこにも通園していないという割合は変わらないが、
少子化で子どもの人数は減っていく。しかしながら、子どもの対応には専門
性を要求される。様々な施策で量やコンテンツが増えることも重要だが、一
つ一つの事業の質の向上が重要と考えている。

意見 こども誰でも通園制度について、月10時間程度の時間で足りるのかとい
う話もあるが、1日2時間程度でも経験できてよかったという親子がいたと
いう話も聞いた。実際には保育士の人材不足や保育士確保などの課題もある
が、関わる親子や預かる子どもが増えると、基準以上に保育士が必要となる
し、人材を育てる必要がある。

(5) その他

▽事務連絡

- ・議事1のえにわっこ☆すこやかプラン素案については、議会報告後、2月1日か
ら30日間パブリックコメントを実施予定。詳細は市広報、HPなどに掲載する
が、委員の所属する団体・関係機関へも周知等のご協力をお願いしたい。
- ・第4回の部会については、パブリックコメント終了後、3月に開催予定。

以 上